

令和4年度

ことしの 税制改正の ポイント

積極的な賃上げ等を促すための措置

上場株式等に係る配当所得等の課税
の特例等の見直し

住宅ローン控除の見直し

適格請求書等保存方式〔インボイス制度〕
に係る見直し

納税環境の整備



 改正解説動画視聴サービス付き

はじめに

令和4年度の税制改正関連法案は、令和4年3月22日に参院本会議で原案どおり可決、成立しました。本年度の税制改正では、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに新しい資本主義の実現に取り組むことがうたわれています。

成長と分配の好循環のため、積極的な賃上げ等を促すための措置として、継続雇用者の給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対して、給与等支給額の増加額の最大30%を法人税額から控除する措置が設けられます。また、中小企業では一定の要件を満たせば、その増加額の最大40%を法人税額から控除する措置が講じられます。

住宅ローン控除、認定住宅等新築等特別税額控除及び既存住宅に係る耐震改修等をした場合の特別控除等については、住宅の省エネ性能の向上や長期優良住宅の取得促進等が図られます。

また、納税環境については、税理士制度の見直し、帳簿の提出がない場合等の加算税等の加重措置の整備、証拠書類のない簿外経費に関する取扱いの整備、財産債務調書制度等の見直しが行われます。

本冊子は、令和4年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

CONTENTS もくじ

I 法人にかかる税制 改正のポイント 4

- 1 積極的な賃上げ等を促すための措置 4
- 2 その他の改正 7
- C O L U M N グループ通算制度の概要 13

II 個人にかかる税制 改正のポイント 14

- 1 上場株式等に係る
配当所得等の課税の特例等の見直し 14
- 2 その他の改正 16
- 3 法人にかかる税制改正で
個人にも同様の税制改正があるもの 17

III 土地・住宅にかかる税制 改正のポイント 18

- 1 住宅ローン控除(住宅借入金等を有する場合の
所得税額の特別控除)の見直し 18
- 2 認定住宅等新築等特別税額控除の見直し 21
- 3 既存住宅に係る耐震改修及び特定の改修工事をした
場合の所得税額の特別控除の見直し 21

4	直系尊属から住宅取得等資金の 贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等	23
5	その他の改正	25

IV

消費課税にかかる税制 改正のポイント 28

1	適格請求書発行事業者の登録の見直し	28
2	仕入明細書による 仕入税額控除の適用要件の見直し	29
3	電子区分記載請求書による 仕入税額控除の経過措置適用	30
4	インボイス経過措置期間における 棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し	31

V

納税環境 改正のポイント 32

1	税理士制度の見直し	32
2	帳簿の提出がない場合等の 過少申告加算税等の加重措置の整備	33
3	証拠書類のない簿外経費への対応策	35
4	財産債務調書制度等の見直し	37
5	地方税務手続のデジタル化	39
6	その他の改正	41

(注) 本冊子の内容は、令和4年4月1日現在の法令等によりますが、以後の法令改正等にも十分
ご留意ください。

I

法人にかかる税制 改正のポイント

1

積極的な賃上げ等を促すための措置

(措法42の12の5、措令27の12の5、措規20の10、地法附8、9)

「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しする観点から、賃上げに係る税制措置が抜本的に強化されました。

(1) 人材確保等促進税制の見直し

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度が改組されました。

この制度の対象は、青色申告書を提出する全企業です。

		改正前 〔令和3年4月1日～ 令和5年3月31日開始事業年度〕		改正後 〔令和4年4月1日～ 令和6年3月31日開始事業年度〕	
【適用要件】					
給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額の 対前年度増加率2%以上		継続雇用者の給与総額の 対前年度増加率3%以上	
マルチステーク ホルダーへの配慮 ^{※1}				従業員への還元や取引先への 配慮を行うことを宣言してい ること	
【税額控除】		【控除率最大20%】		【控除率最大30%】	
控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額		雇用者全体の給与総額の対前 年度増加額	
控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)			+10%	継続雇用者の給与総 額の対前年度増加率 4%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5%	教育訓練費 ^{※2} の対前 年度増加率20%以上	+5% ^{※3}	教育訓練費の対前年 度増加率20%以上
控除上限額		当期の法人税額×20%		(変更なし)	

- ※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイト上に宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出
- ※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後:明細書の保存）が必要
- ※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%
- ※4 設立事業年度は対象外です。

（財務省資料を基に作成）

(2) 所得拡大促進税制（中小企業者等の特例）の見直し

この制度の対象は、中小企業者（適用除外事業者を除きます。）又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人です。なお、適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。

		改正前 〔令和3年4月1日～ 令和5年3月31日開始事業年度〕	改正後 〔令和4年4月1日～ 令和6年3月31日開始事業年度〕
【適用要件】			
給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額の対前年度増加率1.5%以上	（変更なし）
【税額控除】		【控除率最大25%】	【控除率最大40%】
控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	（変更なし）
控除率	基本	15%	15%
	上乗せ （賃上げ）	+10%	+15%
	上乗せ （教育訓練費）		+10%※2
控除上限額		当期の法人税額×20%	（変更なし）

- ※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件
- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
→確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正後:明細書の保存）が必要
- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正後:廃止）
- ※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%
- ※3 人材確保等促進税制との併用はできません。

（財務省資料を基に作成）

(3) 法人事業税付加価値割における人材確保等促進税制の抜本的見直し等

法人税における人材確保等促進税制の抜本的な見直しに合わせ、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額を付加価値額から控除する措置が講じられました。（2年間の時限措置）

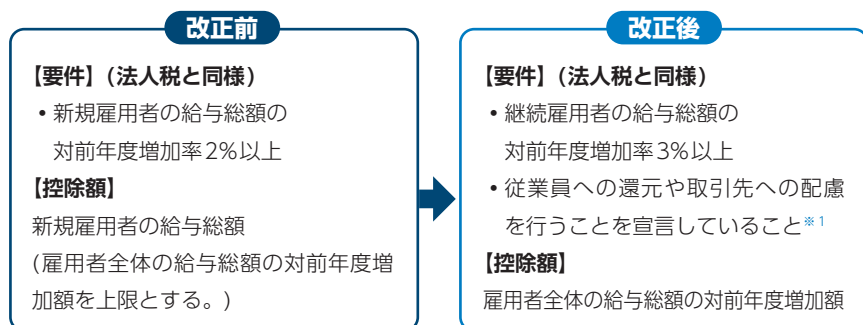
【法人事業税付加価値割の算定（イメージ）】

$$\left(\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{単年度} & \text{純支払} & \text{純支払} & \\ \hline \text{損益} & \text{賃借料} & \text{利子} & \\ \hline \end{array} \right) - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{雇用者全体の} \\ \text{給与総額の} \\ \text{対前年度増加額} \text{ (※)} \\ \hline \end{array} \right) \times \text{税率} \text{ 1.2\%}$$

付加価値額

(※) 雇用安定控除との重複の調整措置あり。

【適用要件・控除額】



※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とする。

※2 中小企業者等の法人住民税法人税割においても国税に準じて所要の措置が講じられました。

（財務省資料を基に作成）

(1) オープンイノベーション促進税制の拡充

(措法66の13、措令39の24の2、措規22の13)

令和2年度税制改正で創設された事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対して出資金額の25%相当額の所得控除を認める措置（オープンイノベーション促進税制）が、拡充されました。主な内容は次のとおりです。

①	適用期限が2年間延長されて、令和6年3月31日までの間に特定株式を取得することとされました。
②	出資対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立の日以後の期間に係る要件について、一定の赤字会社にあつては、設立の日以後の期間が15年未満（改正前：10年未満）とされました。
③	対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由（売買等）に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間が、特定株式の取得の日から3年（改正前：5年）とされました。

適用関係

令和4年4月1日以後に取得する株式について適用し、令和4年3月31日以前に取得した株式については、なお従前の例によりま
す。（改措令附20）

(2) 特定税額控除規定の不適用措置の見直し

(措法42の13、措令27の13、旧措規20の10の4)

収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な企業に対し、租税特別措置の適用を停止する措置が強化されました。

大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業は研究開発税制その他一定の税額控除（特定税額控除[※]）の規定は適用できません。（適用期限：令和6年3月31日までに開始する事業年度）

※ 特定税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置（研究開発税制、地域未来投資促進税制、5G導入促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制、カーボンニュートラル投資促進税制）の税額控除

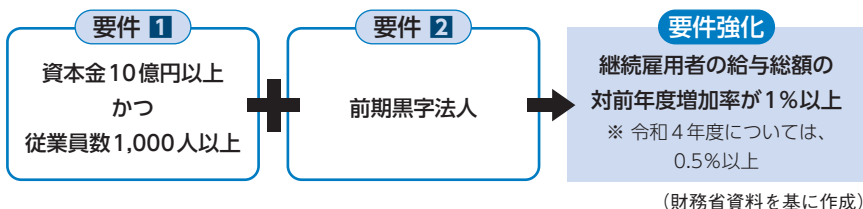
● 改正前 ▶

①	その大企業の継続雇用者の給与総額が前事業年度の継続雇用者の給与総額を超えること
②	その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費の3割の金額を超えること

(注) ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には不適用の対象外です。

● 改正後 ▶

下記の要件①及び②のいずれにも該当する場合には、上記①の要件が次のように強化されました。



適用関係

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
(改所法等附1、39)

(3) 交際費等の損金不算入制度の延長 (措法61の4)

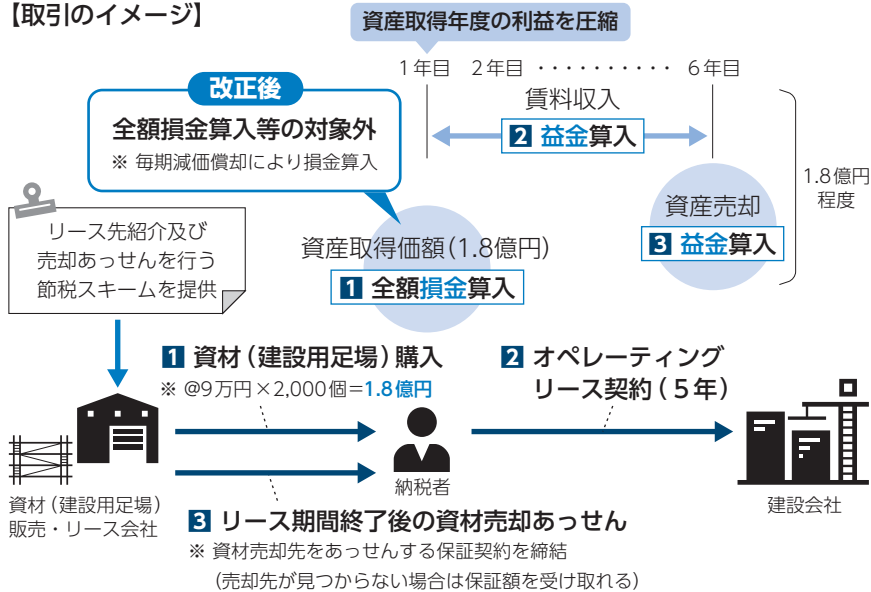
交際費等の損金不算入制度、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る交際費等の損金算入の特例の適用期限が、令和6年3月31日までに開始する事業年度まで2年間延長されました。

(4) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

(法令133、133の2、法規27の17、27の17の2、措法67の5、措令39の28、措規22の18)

税務調査の現場において、当期の利益を圧縮する目的として、自らが行う事業で使用しない少額な資産を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することにより、一定の減価償却制度を適用して当期の損金に算入し、賃貸料・売却益を当期以後の複数年度の益金に算入することとする損金と益金の計上時期の相違を利用した節税スキームが見受けられ、近年増加傾向にあります。このスキームに対応するため、一定の減価償却制度の対象資産から一定のものが除外されました。

【取引のイメージ】



(財務省資料を基に作成)

● 改正後

次の①～③の制度について改正前の制度の対象となる資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除きます。)の用に供した資産を除くこととされました。

①	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入(法令133)	取得価額が10万円未満の減価償却資産(貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除く。) 又は 使用可能期間が1年未満の減価償却資産	損金経理を要件に全額損金の額に算入
②	一括償却資産の損金算入(法令133の2)	取得価額20万円未満の減価償却資産(貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除く。)	3年間均等償却
③	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5)	取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産(①又は②の適用を受けるもの及び貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供したものを除く	一定の要件を満たす場合に全額損金算入(適用期限2年間延長)

【参考】

		対象となる資産の取得価額		
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
①	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入	○	×	×
②	一括償却資産の損金算入	○	○	×
③	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	—	○	○

※ 改正により○の対象となる資産の範囲から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます）の用に供したものが除かれました。

適用関係

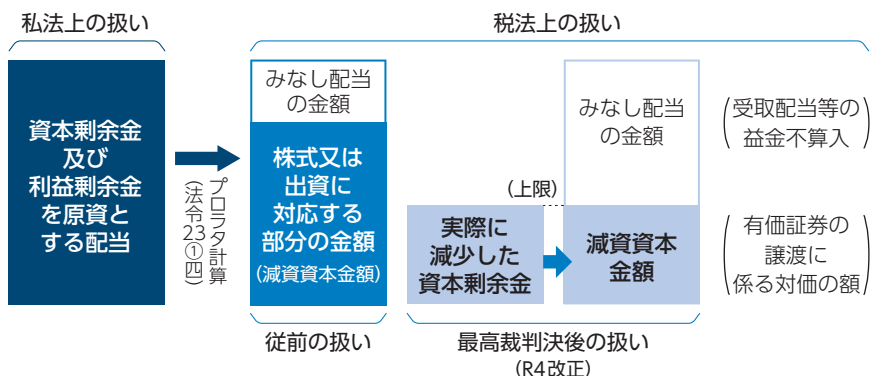
上記①及び②の改正は、法人が令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用されます。また、上記③の改正は、中小企業者等が令和4年4月1日以後に取得又は製作若しくは建設をする少額減価償却資産について適用されます。（改法令附9、改所法等附1、48）

（5）みなし配当の額の計算方法等の見直し（法令8、23、所令61）

最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえ、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当について、株式対応部分の計算方法について取扱いが変更されました（令和3年10月25日付国税庁HP）。

今回の改正は、この取扱いを踏まえたものです。

①	資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額が限度とされました。 (注) 出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様とされました。
②	種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとされました。



適用関係 上記の改正は、令和4年4月1日以後に行われる払戻し等について適用されます。(改法令附2、3)

(6) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し (地法72の24の7)

付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置が講じられました。

	所得区分		
	800万円超の金額	400万円超800万円以下の金額	400万円以下の金額
改正前	1.0% (3.6%)	0.7% (2.52%)	0.4% (1.44%)
改正後	1.0% (3.6%)		

(注) () 内は特別法人事業税相当分を含む税率。

(財務省資料を基に作成)

適用関係 上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(改地法等附1、6)

(7) 一定の内国法人が支払を受ける配当等の見直し

(所法177、212、所令301)

一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされるほか、これに伴う所要の措置が講じられました。

①	完全子法人株式等（株式等保有割合100％）に該当する株式等に係る配当等
②	配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等（当該内国法人が名義人として保有するものに限ります。以下同じ。）の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

(注) **一定の内国法人**…内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除きます。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人以外の法人

株式等の区分		益金不算入割合	源泉徴収
区分	株式等保有割合		
完全子法人株式等	100%※1	100/100	不要
関連法人株式等	1/3超・100%未満※1		
その他の株式等	5%超・3分の1以下※2	50/100	必要
非支配目的株式等	5%以下	20/100	

※1 それぞれ株式保有期間の要件があります。

※2 「1/3超・100%未満」であっても保有期間要件を満たさない場合は「その他の株式等」になり、益金不算入割合は、50/100です。しかし、源泉徴収に関して、保有期間要件は定められていないので、源泉徴収は不要となります。

適用関係

上記の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。（改所法等附1五イ、6、8、改所令附1三）

グループ通算制度の概要

令和2年度税制改正において、グループ通算制度が令和4年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになりました。

グループ通算制度の概要は以下のとおりです。

① 個別申告方式

企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する従前の連結納税制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行う。

② 損益通算・税額調整等

欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算する。

研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、従前の連結納税制度と同様、通算グループ全体で税額控除額を計算する。

③ 組織再編税制との整合性

開始・加入時の時価評価課税・繰越欠損金のグループへの持込み等について、組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金の持込み制限の対象を縮小する。

④ 親法人の適用開始前の繰越欠損金の取扱い

親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除する。

⑤ 中小法人判定の適正化

通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しない。

II

個人にかかる税制 改正のポイント

1

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例等の見直し

(措法8の4、措令4の2、措規4の4の2)

(1) 「大口株主等」の要件の見直し

大口株主等が保有する株式については、会社の経営に参画する持分としての事業参加的な性格が強いことから、その支払を受ける上場株式等の配当等は、金融所得として分離課税とすることは必ずしも適当ではなく、事業所得とのバランスを踏まえ、総合課税の対象とされています。令和4年度改正で大口株主等の範囲が次の①のとおり広げられ、あわせて①の措置を適正に執行するために②が設けられました。

● 改正後 ▶

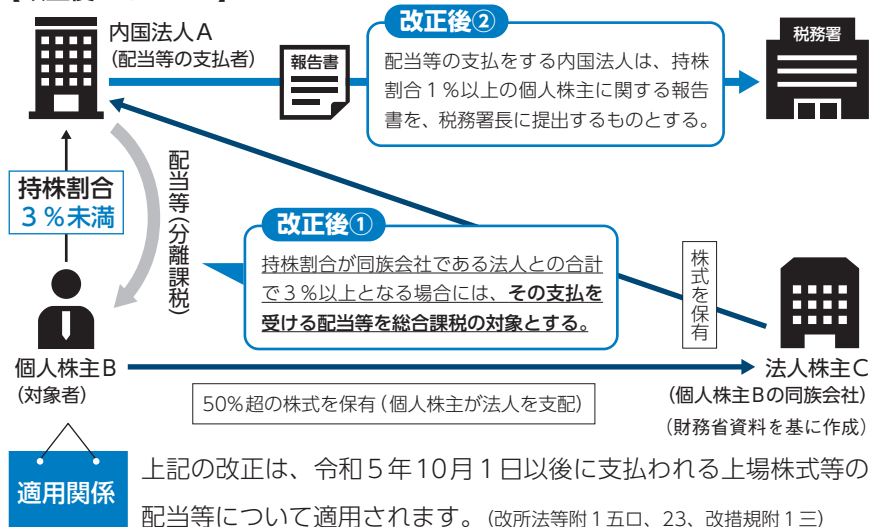
①

内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける個人（以下「対象者」といいます。）及びその対象者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合（持株割合）が3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものが、総合課税の対象とされました。

②

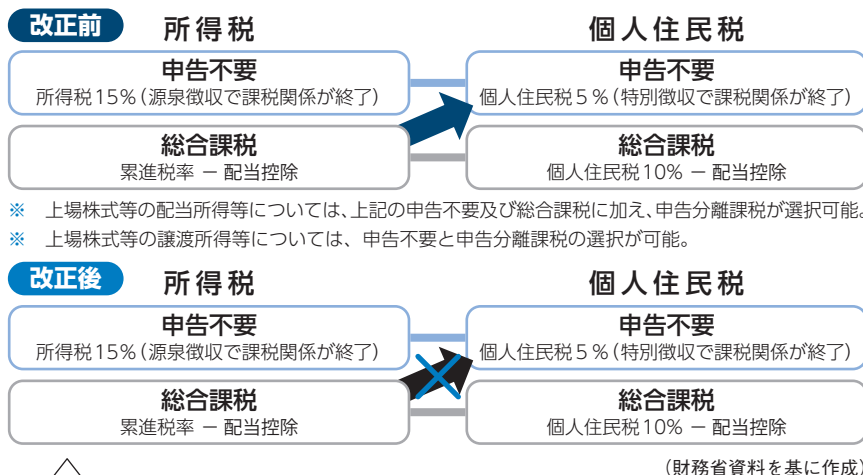
上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその持株割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号等を記載した報告書を、その配当等の支払の確定した日から1か月以内に、税務署長に提出しなければならないこととされました。

【改正後のイメージ】



(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し(地法32、313、地法附33の2、35の2の6)

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式は所得税と一致させることとされ、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備が行われました。



適用関係

上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用されるとともに、所要の経過措置が講じられました。(改地法等附1五、4)

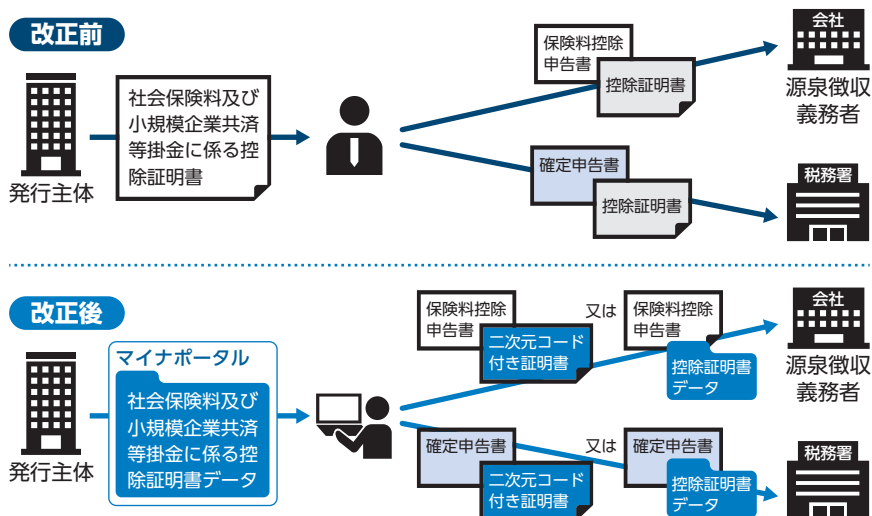
2

その他の改正

(1) 社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等の改正

(所法198、所令262、319)

年末調整や確定申告において社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除の適用を受ける場合、給与所得者の保険料控除申告書や確定申告書等に社会保険料又は小規模企業共済等掛金に係る控除証明書等を書面で添付等をしなければなりません。今回の改正では、これらの控除証明書について、書面による添付等に代えて、電子メール等により提供を受けたこれらの控除証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの（二次元コード付き証明書）による提出及び電磁的記録による提供（データ提供）が可能とされました。



(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、年末調整手続については、令和4年10月1日以後に給与所得者の保険料控除申告書を提出する場合について適用され、確定申告手続については、令和4年4月1日以後に令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用されます。(改所法等附1一イ、7、改所令附1一、5、6)

(2) 個人住民税における合計所得金額に係る規定の整備

(地法45の3の2、45の3の3、317の3の2、317の3の3、地令7の10の5、48の5の2、地規2の3他)

①	公的年金等控除額の算定の基礎となる公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額について	退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとされました。(個人住民税における他の所得控除等と同様とする措置)  上記の改正は、令和4年度分以後の個人住民税について適用されます。(改地令附2)
②	給与所得者の扶養親族申告書及び給与支払報告書並びに公的年金等受給者の扶養親族申告書及び公的年金等支払報告書について	退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等を記載し、申告することとする等の措置が講じられました。  上記の改正は、令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等について提出する申告書について適用されます。(改地法等附1三、3)
③	確定申告書における個人住民税に係る附記事項について	退職手当等を有する一定の配偶者及び扶養親族の氏名等が追加されました。  上記の改正は、令和5年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書について適用されます。(改地規附2①)

II

個人にかかる税制

改正のポイント

法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの

3

①	人材確保等促進税制の見直し(措法10の5の4等)	4 ページ
②	所得拡大促進税制(中小企業者等の特例)の見直し(措法10の5の4等)	5 ページ
③	少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し(所令138、139、所規34の2、34の3、措法28の2、措令18の5、措規9の9)	8 ページ
④	みなし配当の額の計算方法等の見直し(所令61)	10 ページ

III

土地・住宅にかかる税制 改正のポイント

1

住宅ローン控除(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除)の見直し

(1) 住宅ローン控除制度の延長・拡充 (措法41～41の2の2、措令26他)

住宅ローン控除は適用期限が4年間延長されました(令和7年12月31日まで)。また、借入限度額の上乗せ措置(消費税率引上げに伴う反動減対策)は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置が講じられました。

〈住宅ローン控除の見直し〉

			入居年			
			令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅 (改正による追加制度)	4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅 (改正による追加制度)	4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円 (改正前：4,000万円)		2,000万円 (注1)	
	既存住宅 (注2)	認定住宅・ZEH水準省エネ住宅・ 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除率			0.7% (改正前：1.0%)			
控除期間	新築・買取再販		13年 ※令和6年・令和7年入居の「その他の住宅」については10年			
	既存住宅		10年			
所得要件			合計所得金額2,000万円 (改正前3,000万円) 以下			
床面積要件			50㎡以上 ※令和5年以前建築確認(新築)：40㎡以上(所得要件1,000万円以下)			

★ ZEH (ゼッチ) …ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

★省エネ基準適合住宅…日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級（断熱等級）4以上かつ一次エネルギー消費量等級（一次エネ等級）4以上の性能を有する住宅。

（注1）令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が同年6月30日以前のものを除きます。）又は建築確認を受けない住宅の用に供する家屋で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のもののうち、一定の省エネ基準を満たさないものの新築又はその家屋で建築後使用されたことのないものの取得については適用対象外となります。

（注2）既存住宅の要件について、築年数要件が廃止されるとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋又は登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の住宅用家屋とされました。

（注3）個人住民税については、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税額から控除する措置が引き続き講じられ、その控除限度額は下表のとおりとされました。なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されます。（地法附5の4の2）

〈個人住民税における控除限度額〉

居住年	改正前 平成26年4月～令和3年12月	改正後 令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)

＊平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。
(財務省資料を基に作成)

（注4）東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても適用期限が令和7年12月31日まで4年間延長され、次のとおり見直しが行われました。（震災特例法13の2）

		入居年			
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
借入限度額	新築・買取再販	5,000万円		4,500万円	
	既存住宅	3,000万円			
控除率		0.9%（改正前：1.2%）			
対象地域		制限なし			警戒区域設定指示等の対象区域内

＊所得要件・控除期間・床面積要件等は全国措置の改正後と同様。
(財務省資料を基に作成)

適用関係

所得要件の改正及び（注2）の改正は、住宅の取得等をして令和4年1月1日以後に居住の用に供した場合について適用されます。

(改所法等附34他)

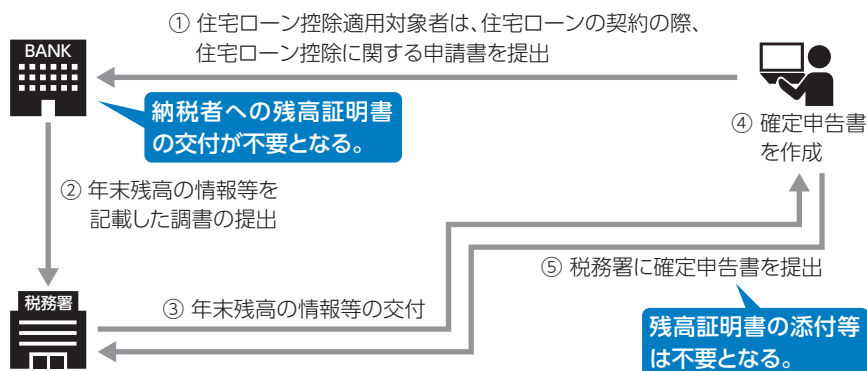
(2) 住宅ローン控除制度の確定申告手続等の見直し

(措法41の2の3、措令26の3、措規18の23の2、別表八(二))

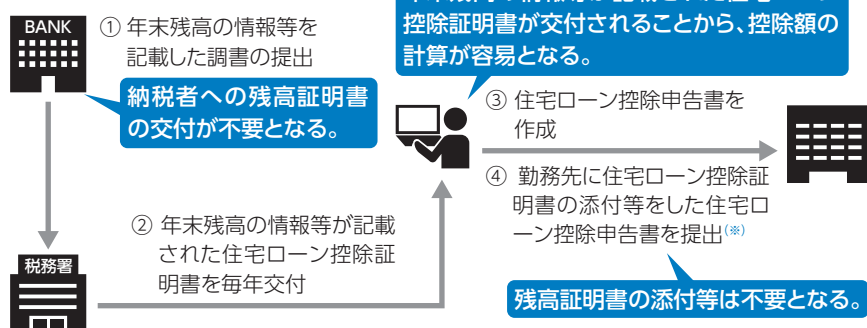
納税者の申告利便の向上の観点から、納税者の残高証明書の提出又は提示が不要とされました。これに代えて、銀行等は、年末残高の情報等を記載した調書を税務署に提出することとされました。

● 改正後

■ 居住開始年(確定申告)



■ 2年目以降(年末調整)



※ 年末残高の金額を記載した計算明細書を添付して確定申告を行うことも可能。

(財務省資料を基に作成)

適用関係

居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用されます。

2

認定住宅等新築等特別税額控除の見直し

(措法41の19の4、措規19の11の4)

認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除について適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長されました。また、対象住宅の新築等をして令和4年及び令和5年に居住の用に供した場合の対象住宅、標準的な性能強化費用に係る控除対象限度額及び控除率が次のとおりとされました。

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率
令和4年 令和5年	認定住宅 ZEH水準省エネ住宅	650万円	10%

適用関係

上記の改正は、個人が認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をして、その認定住宅等を令和4年1月1日以後にその者の居住の用に供する場合について適用されます。(改所法等附37)

3

既存住宅に係る耐震改修及び特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の見直し

(措法41の19の2、41の19の3、措令26の28の5)

- (1) 既存住宅の耐震改修及び特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長されるとともに、令和4年及び令和5年に改修工事をした場合の標準的な工事費用の額に係る控除対象限度額及び控除率が次表のとおりとされました。

居住年	対象工事	控除対象限度額	控除率
令和4年 ・ 令和5年	耐震改修工事	250万円	10%
	バリアフリー改修工事	200万円	
	省エネ改修工事	250万円 (350万円)	
	三世帯同居改修工事	250万円	
	耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	250万円 (350万円)	
	耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて行う耐久性向上改修工事	500万円 (600万円)	

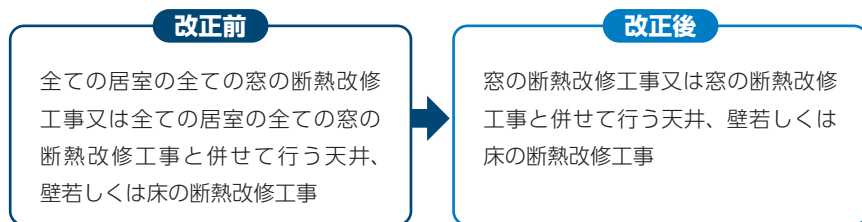
(注) カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の控除対象限度額

- (2) 個人が、その個人の所有する居住用の家屋について上記(1)の対象工事をして、その家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合（その工事の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限ります。）には、一定の要件の下で、その個人の居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（その対象工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（標準的費用合計額）と1,000万円からその標準的費用合計額〔その標準的費用合計額が控除対象限度額を超える場合には、その控除対象限度額〕を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%に相当する金額を控除することとされました。

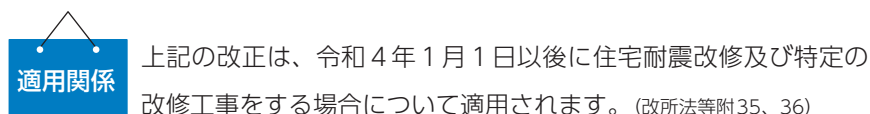
イ	その対象工事に係る標準的な工事費用相当額（控除対象限度額を超える部分に限ります。）の合計額
□	その対象工事と併せて行うその他の一定の工事に要した費用の金額（補助金等の交付がある場合にはその補助金等の額を控除した後の金額）の合計額

(注) **標準的な工事費用相当額**…対象工事の種類等ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額にその対象工事を行った床面積等を乗じて計算した金額（補助金等の交付がある場合にはその補助金等の額を控除した後の金額）

(3) 省エネ改修工事の工事の要件について、次のように緩和されました。



(4) 標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しが行われました。



4 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

(措法70の2、70の3、震災特例法38の2、措令40の4の2、措令40の5)

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置については、適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長され、次の見直しが行われました。

(1) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされました。

		改正前		改正後	
		住宅用家屋の取得等に係る契約の締結日等		贈与日	
		適用消費税率	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和5年12月31日
①耐震、省エネ 又はバリアフ リーの住宅用 家屋	消費税率10% 適用の取得	3,000万円	1,500万円	1,000万円	
	上記以外の 取得*	1,200万円	1,000万円		
②上記以外の住 宅用家屋	消費税率10% 適用の取得	2,500万円	1,000万円	500万円	
	上記以外の 取得*	700万円	500万円		

※ 消費税のかからない個人間売買による取得を含みます。

- (2) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件が廃止されるとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋又は登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の住宅用家屋とされました。
- (3) 受贈者の年齢要件が18歳以上(改正前:20歳以上)に引き下げられました。

(注) 上記(非課税限度額の改正を除きます。)の改正は、住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例措置及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても同様とされます。なお、住宅取得等資金の贈与に係る震災特例法の贈与税の非課税措置に係る非課税限度額は、改正前と同額とされました。

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日(年齢要件の改正については、同年4月1日)以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。(改所法等附51、75)

(1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の期限延長等 (措法36の2、36の5、措令24の2)

譲渡益の課税繰延べである特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長されました。

また、買換資産が次のいずれかに該当する場合、一定の省エネ基準を満たす必要があるとする要件が加えられました。

①	令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅 (登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前のものを除く)
②	建築確認を受けない住宅で、登記簿上の建築日付が令和6年7月1日以降のもの

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用されます。(改措令附8)

(2) 土地に係る固定資産税の負担調整措置 (地法附18、25)

負担水準^(※1)が60%未満の商業地等に係る固定資産税の負担調整措置^(※2)について、以下のとおりとなりました^(※3)。

	改正前	改正後
令和4年度	評価額の5%を加算	評価額の2.5%を加算
令和5年度	評価額の5%を加算	

(※1) 個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの

(※2) 負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組み

(※3) ただし、その額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額

(3) 耐震改修等を行った住宅に関する固定資産税の減額措置の延長等

(地法附15の9、15の9の2、地令附12)

工事翌年度^(※1)の固定資産税の一定割合を減額する措置の適用期限が2年間延長されました。

	減額割合	適用期限	
		改正前	改正後
①耐震改修	1/2	令和4年3月31日まで	令和6年3月31日まで
②バリアフリー改修	1/3		
③省エネ改修	1/3		
④長期優良住宅化 ^(※2)	2/3		

(※1) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額

(※2) 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

また、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置(上記③及び④)については、次のように見直されました。

	改正前	改正後
適用対象となる住宅	平成20年1月1日に 存していた住宅	平成26年4月1日に 存していた住宅
工事費要件	50万円超	60万円超 ^(※)

(※) 断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超

適用関係

令和4年4月1日以後、対象となる失改修工事等に係る契約が締結される場合について適用されます。(改地令附1、8④)

(4) その他土地・住宅にかかる特例の改正

譲渡所得税	①	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等(措法41の5)	適用期限が令和5年12月31日まで2年間延長されました。
	②	特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等(措法41の5の2)	

登録免許税	③	住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法72の2）	適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されました。
	④	イ 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法73、措令42）	築年数要件が廃止されるとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋であること又は登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の住宅用家屋であることとされた上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されました。 【適用関係】 令和4年4月1日以後に取得をする住宅用家屋の所有権の移転登記又は同日以後に取得をする住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用されます。（改措令等附22）
		□ 特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法74の3、措令42の2の2）	
		ハ 住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法75、措令42の2の3）	
	⑤	特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法74）	適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されました。
	⑥	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法74の2）	
印紙税	⑦	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置（措法91）	適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されました。
	⑧	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置（新型コロナ税特令8）	適用期限が令和5年3月31日まで1年間延長されました。
固定資産税	⑨	新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置（地法附15の7）	適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されました。
	⑩	令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例（地法附24の2）	価格が上昇した土地の税額を据え置く特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過するまでの間において審査申出をすることができます。
不動産取得税	⑪	新築の認定長期優良住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（地法附11）	適用期限が令和6年3月31日まで2年間延長されました。

IV

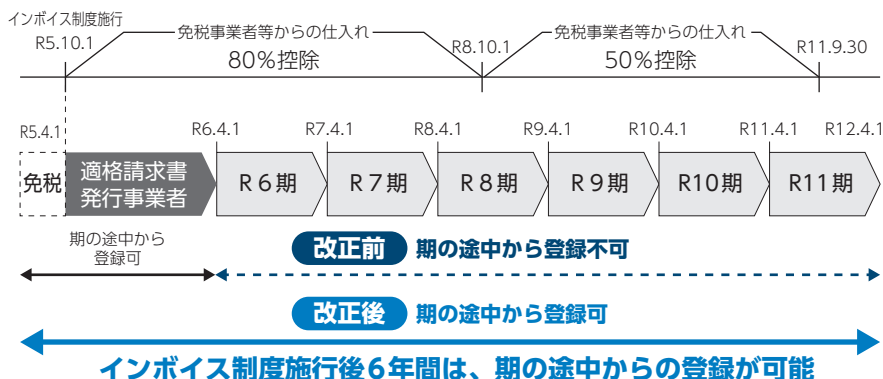
消費課税にかかる税制 改正のポイント

【適格請求書等保存方式に係る見直し】

1 適格請求書発行事業者の登録の見直し

適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しが行われました。

①	免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとされました。(改所法等20、平28改所法等附44)
②	上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除きます。）のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しないこととされました。(改所法等20、平28改所法等附44)
③	事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとされました。(改所法等20、平28改所法等5、消法57の2)



(財務省資料を基に作成)

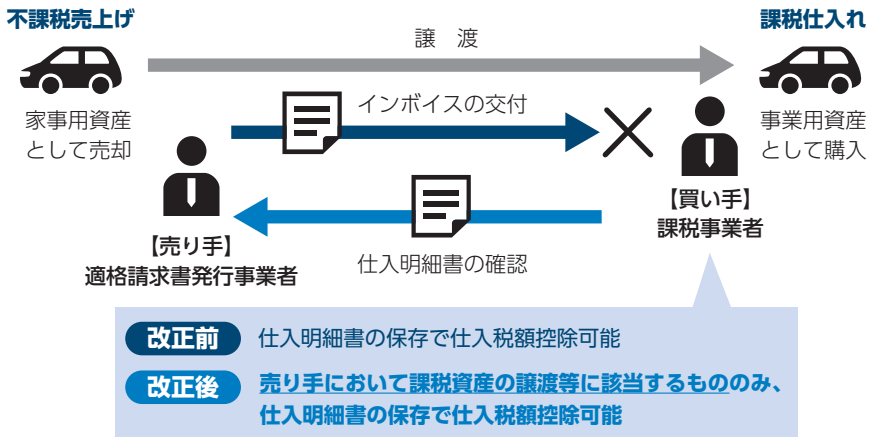
2

仕入明細書による
仕入税額控除の適用要件の見直し

(改所法等 20、平 28 改所法等 5、消法 30)

適格請求書発行事業者である個人が家事用資産の売却等（不課税売上げ）を行った場合、売り手は適格請求書を交付することができないため、買い手は仕入税額控除をすることはできません。

他方、買い手が事業として資産の譲渡等を受けた場合、家事用資産か否かにかかわらず、課税仕入れに該当することとなるため、買い手が仕入明細書を作成することで、仕入税額控除が可能となっています。今回の改正で、仕入明細書による仕入税額控除は、売り手（課税仕入れの相手方）において課税資産の譲渡等に該当する場合に限定することとされました。



(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和 5 年 10 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

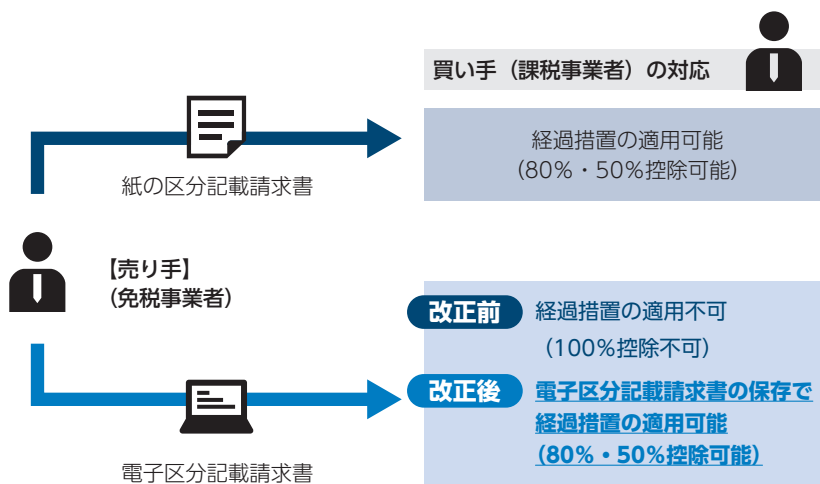
3

電子区分記載請求書による 仕入税額控除の経過措置適用

(改所法等20、平28改所法等附52、53)

適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れに係る経過措置（80％控除・50％控除）の適用については、売り手から「書類」により交付された区分記載請求書の保存が要件となりますが、電子的に区分記載請求書の提供を受けた場合、それを保存しても、経過措置の適用は受けられないとされています。今回の改正で、電子区分記載請求書を保存する場合にも、経過措置の適用を認めることとされました。

○免税事業者から区分記載請求書が交付された場合の消費税法上の取扱い



(財務省資料を基に作成)

適用関係

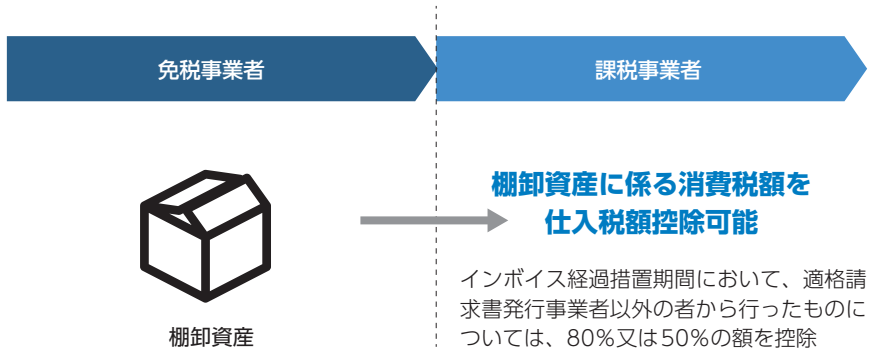
上記の改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

4

インボイス経過措置期間における 棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し

(改所法等 20、平 28 改所法等 52、53)

免税事業者が課税事業者になるタイミングで棚卸資産を有し、かつ棚卸資産の明細を保存している場合、その棚卸資産に係る消費税額について仕入税額控除が可能とされていました。また、インボイス制度への移行に伴う経過措置期間においては、免税事業者等からの仕入れに係る棚卸資産について、その消費税額の80%又は50%の額で控除することとされていました。今回の改正では、免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かに関わらず、その棚卸資産に係る消費税額の全額が仕入税額控除可能とされました。



改正後

**適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かに関わらず、
その棚卸資産に係る消費税額の全額を仕入税額控除可能とする。**

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和5年10月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用されます。

1 税理士制度の見直し

コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化と
いった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材
の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点
から、税理士制度の見直しが行われました。

(1) 税理士の業務の電子化等の推進 (税理士法2の3、49の2、49の14)

①	税理士及び税理士法人は、税理士の業務の電子化等を通じて、納税義務者の利便の向上及び税理士の業務の改善進歩を図るよう努めるものとする旨の規定が設けられました。
②	税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項に、税理士の業務の電子化に関する規定を加えるとともに、この規定についてその会則を変更するときは、財務大臣の認可を受けなければならないこととされました。

適用関係

上記②の改正は、令和5年4月1日から適用されます。

(改所法等附1四八、70)

(2) 税理士事務所の該当性の判定基準の見直し

税理士事務所に該当するかどうかの判定について、設備又は使用人の有無等
の物理的な事実により行わないこととする等の運用上の対応が行われました。

適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日から適用されます。

(3) その他の改正

①	税務代理の範囲の明確化
②	税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化
③	税理士名簿等の作成方法の明確化
④	税理士試験の受験資格要件の緩和
⑤	税理士法人制度の見直し
⑥	懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等
⑦	懲戒処分等の除外期間の創設
⑧	税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し
⑨	税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備
⑩	税理士試験受験願書等に関する様式の整備

2

帳簿の提出がない場合等の 過少申告加算税等の加重措置の整備

(通法65、66、通令27、通規11の2)

過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含みます。）に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税（輸入に係る消費税を除きます。以下同じ。）に係る修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定があった時前に、国税庁等の当該職員からその帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（その納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、その帳簿に記載すべき事項に関し生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額にその申告漏れ等に係る所得税、法人税又は消費税の10%（次の②に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とするほか、所要の措置が講じられました。

	収入金額の記帳水準	加算税の加重割合
①	- 当該職員にその帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合 - 当該職員にその提示若しくは提出がされたその帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額若しくは業務に係る収入金額の記載が著しく不十分である場合^(※1)	10%
②	当該職員にその提示又は提出がされたその帳簿に記載すべき事項のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載が不十分である場合（上記①に掲げる場合に該当する場合を除きます。）^(※2)	5%

- (※1) **記載が著しく不十分である場合**…その帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額^(※3)のうち2分の1以上が記載されていない場合
- (※2) **記載が不十分である場合**…その帳簿に記載すべき売上金額又は業務に係る収入金額^(※3)のうち3分の1以上が記載されていない場合
- (※3) これらの金額が記載されていないことにつきやむを得ない事情があると認める場合には、運用上、適切に配慮することとされます。

• **一定の帳簿**…次に掲げる帳簿のうち、売上金額又は業務に係る収入金額の記載についての調査のために必要があると認められるもの

イ	所得税又は法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳及び総勘定元帳
□	所得税又は法人税において上記イの青色申告者以外の者が保存しなければならないこととされる帳簿
ハ	消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿

加算税の加重割合	記載不備 (帳簿の保存(提出)あり)		不記帳・不保存 (不提示・不提出)
	年間の 所得計算を するには 不十分	記載不備の 程度が著しい ↓ 不記帳・不保存 と同視する	
	加重なし	5%	10%

収入金額の記載水準

収入の3分の1以上について不記載 → 収入の5割以上について不記載 → 収入全て不記載(帳簿なし)

(注) 収入金額は営業収入を使用。

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。(改所法等附1六八、20)

3

証拠書類のない簿外経費への対応策

(法法55、所法45、法令111の4、所令98の2)

法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除きます。以下同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価その他原価の額（資産の販売又は譲渡におけるその資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供におけるその資産の取得に直接に要した額として一定の額を除きます。以下「売上原価の額」といいます。）並びにその事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額（以下「費用の額等」といいます。）は、次に掲げる場合に該当するその売上原価の額又は費用の額等を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。

〈損金不算入の扱いから除かれる場合〉

①	次に掲げるものによりその売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、その取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含みます。） <table border="1"> <tr> <td data-bbox="202 320 258 376">イ</td><td data-bbox="258 320 982 376">その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類</td></tr> <tr> <td data-bbox="202 376 258 469">□</td><td data-bbox="258 376 982 469">上記イに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件</td></tr> </table>	イ	その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類	□	上記イに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件
イ	その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類				
□	上記イに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件				
②	上記①イ又はロに掲げるものにより、その売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他その取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（上記①に掲げる場合を除きます。）であって、その相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、その取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合				

- （注1） 所得税においても同様の措置が講じられ、その場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除きます。）となります。
- （注2） その法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、売上原価の額及び費用の額等のうち、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外されます。

○必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ

①帳簿書類等から明らかにされない場合及び②相手先が明らかである・取引が行われたことが推測されるが反面調査等においても明らかにされない場合は、必要経費不算入・損金不算入とする。



税務調査



（財務省資料を基に作成）



上記の改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。（個人に関しては、令和5年分以後の所得税について適用されます。）（改所法等附1三イ、同ロ、5、11）

財産債務調書制度について、提出期限を緩和するなど提出義務者の事務負担の軽減が図られます。また、適正な課税を確保する観点から、改正前の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者については所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置が講じられました。

(1) 財産債務調書の提出義務者の見直し

改正前の財産債務調書の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が提出義務者とされました。

適用関係

上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書について適用されます。(改所法等附72)

(2) 財産債務調書等の提出期限の見直し

財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（改正前：その年の翌年の3月15日）とされました（国外財産調書についても同様とされます。）。

適用関係

上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用されます。(改所法等附72)

(3) 提出期限後に財産債務調書等が提出された場合の有恕措置の見直し

提出期限後に財産債務調書が提出された場合の過少申告加算税等の加重・軽減に係る措置（その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなす措置）の要件が次のとおり見直されました。

改正前	改正後
その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものではないときに適用	その提出が、調査があったことにより更正又は決定があるべきことを予知してされたものではないとき（ その提出が調査通知前にされたものである場合に限る ）に適用

適用関係

上記の改正は、財産債務調書又は国外財産調書が令和6年1月1日以後に提出される場合について適用されます。（改所法等附72）

（4）財産債務調書等の記載事項の見直し

財産債務調書への記載を運用上省略することができる「その他の動産の区分に該当する家庭用動産」の取得価額の基準が300万円未満（改正前：100万円未満）に引き上げられるほか、財産債務調書及び国外財産調書の記載事項について運用上の見直しが行われます。

適用関係

上記の改正は、令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用されます。

●財産債務調書制度の見直し

改正前

提出義務者：以下のいずれの基準にも該当する者
 所得基準：所得2,000万円超
 財産基準：総資産3億円以上又は有価証券等1億円以上
 提出期限：翌年3月15日
 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能
 例：取得価額100万円未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

改正後

提出義務者：**改正前の提出義務者に加えて**、以下の基準に該当する者も対象とする
 財産基準：**「総資産10億円以上」（所得基準なし）**
 提出期限：**翌年6月30日**
 記載内容：12月31日時点で保有する財産・債務の所在地・銘柄別・価額等
 ※一部の少額財産債務は記載を省略可能
 例：取得価額**300万円**未満の家庭用動産（現金・美術品等を除く）

(1) eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大 (地法747の2、747の3)

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置が講じられました。

適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日から施行され、実務的な準備が整ったものから順次対応されます。(改地法等附1)

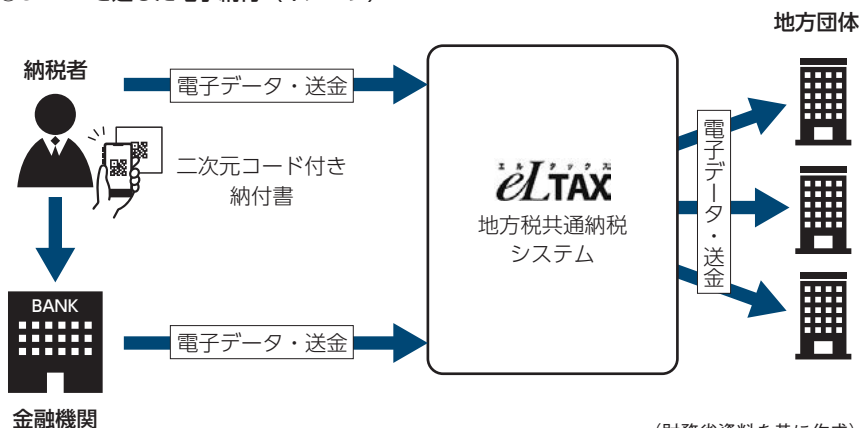
(2) eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大 (地法747の6)

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAXを通じて納付を行うことができるよう所要の措置が講じられました。

適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用されます。(改地法等附1四)

○eLTAXを通じた電子納付 (イメージ)



(財務省資料を基に作成)

○eTAXを通じた電子納付の対象税目

令和元年10月から		令和3年10月から追加	令和5年度から追加
○法人住民税・事業税		○個人住民税	令和3年度改正措置済
○個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）	+	・利子割	○固定資産税
○事業所税		・配当割	○都市計画税
		・株式等譲渡所得割	○自動車税（種別割）
			○軽自動車税（種別割）
			その他 + 全ての 税目 ^(※)

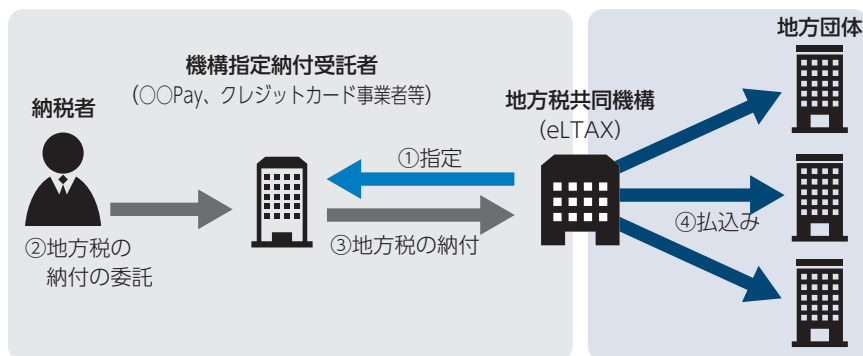
※確定税額通知分から順次、希望する地方団体が活用可能。

（財務省資料を基に作成）

(3) eTAXを通じた電子納付に係る納付手段の拡大（地法13の4、747の7～747の12）

①	eTAXを通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、納税者が、地方税共同機構が指定する者（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができるようになりました。
②	機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付したときは、その機構指定納付受託者が委託を受けた日に遡って、納税者から納付があったものとみなすことになりました。
③	納税者が機構指定納付受託者を通じた納付を行った場合であって、その機構指定納付受託者が指定日までに地方税共同機構に納付しなかったときには、地方公共団体は、保証人に関する徴収の例によりその機構指定納付受託者から徴収することとされました。

○eTAXを通じた電子納付に係る新たな納付手段（イメージ）



（財務省資料を基に作成）

適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後に地方税の納付を委託する場合について適用されます。（改地法等附1四）

(1) 修正申告書等の記載事項の整備 (通法19、23)

修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額が除外されるほか、所要の整備が行われました。

適用関係

上記の改正は、令和4年12月31日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立するその国税）に係る修正申告書又は更正請求書について適用されます。（改所法等附1二八、20）

(2) 個人番号カードを利用したe-Taxの利便性の向上

（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令）

あらかじめ行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置（国税庁長官が定めるものに限ります。）が行われた場合には、個人番号カードを用いて電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力並びに電子署名及び電子証明書の送信を要しないこととされました。

適用関係

上記の改正は、令和5年1月1日以後に行う申請等について適用されます。（国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令〔令和4年財務省令第33号〕附則1）

○電子署名等を登録済みの者がマイナンバーカードを利用してe-Taxで行う申請等のイメージ



改正後

電子署名等の送信（署名用電子証明書のPWの入力）は不要

（財務省資料を基に作成）

(3) 添付書面等記載事項の提供方法の見直し

添付書面等記載事項の提供方法について、次の見直しが行われました。

①	電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による相続税の申告書の添付書面等記載事項（添付書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をいいます。以下同じ。）の提供方法に、光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法が加えられました。（令和5年1月1日以後適用（相続税法施行規則の一部を改正する省令〔令和4年財務省令第16号〕附則1一））
②	電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）による法人税及び地方法人税の確定申告書等の添付書面等記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法が除外されました。（令和5年1月1日以後適用（法人税法施行規則等の一部を改正する省令〔令和4年財務省令第14号〕附則1ニイ、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令〔令和4年財務省令第15号〕附則））

(4) 登録免許税の納付方法の拡充（登録免許税法施行規則23の2等）

登記等を受ける者は、登記機関等が指定する納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード等を使用する方法）により、登録免許税を納付できることとされます。この場合において、納付受託者が登記等を受ける者の委託を受けた日に登録免許税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置が講じられました。

改正前	申請の態様	納付方法
	書面・オンライン	現金納付（印紙納付）
	オンライン	インターネットバンキング等による納付
↓		
改正後	申請の態様	納付方法
	書面・オンライン （申請の態様を問わない）	現金納付（印紙納付）
		インターネットバンキング等による納付
		クレジットカード等による納付

（財務省資料を基に作成）

適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後適用されます。

（登録免許税法施行規則の一部を改正する省令〔令和4年財務省令第17号〕附則①）

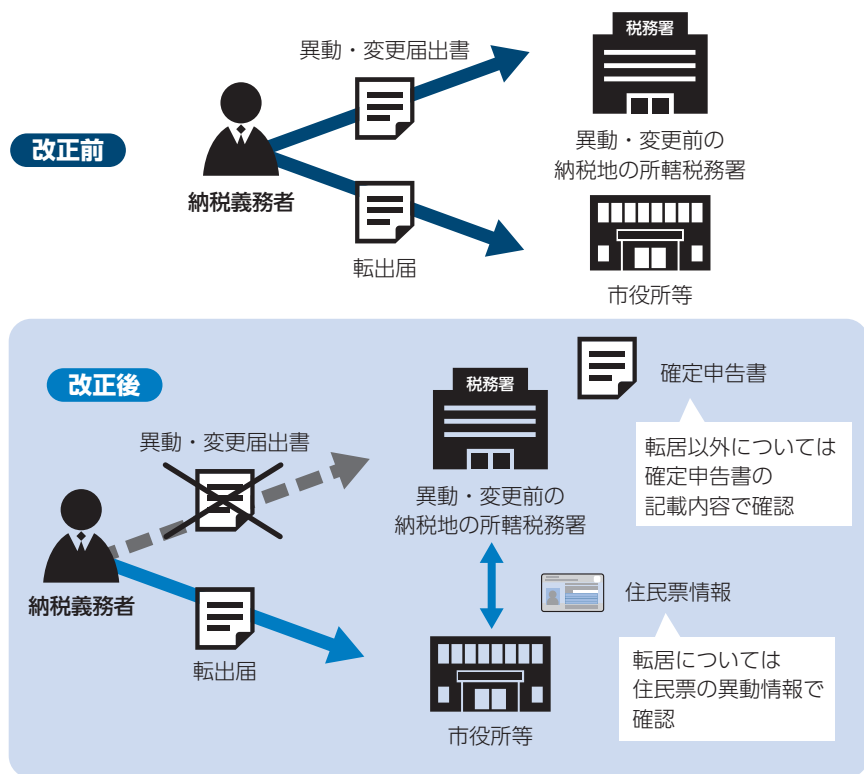
(5) 所得税等の納税地の異動・変更手続の見直し (所法16、旧20)

申請等の簡素化を図る観点から、所得税の納税地に異動があった場合及び納税地を変更する場合の届出書の提出が不要とされました。

(注) 個人事業者における消費税の納税地についても同様の見直しが行われました。(消法21、25)

適用関係

上記の改正は、令和5年1月1日以後の納税地の変更等について適用されます。(改所法等附1三イ、同二、2、3、19)



(財務省資料を基に作成)

【本冊子で使用している略称】

地	法	…地方税法
所	法	…所得税法
法	法	…法人税法
消	法	…消費税法
通	法	…国税通則法
措	法	…租税特別措置法
財 産 調 書 法		…内国税の適正な課税の確保を図るための 国外送金等に係る調書の提出等に関する法律
震 災 特 例 法		…東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
地	令	…地方税法施行令
所	令	…所得税法施行令
法	令	…法人税法施行令
通	令	…国税通則法施行令
措	令	…租税特別措置法施行令
新型コロナウイルス特令		…新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための 国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
地	規	…地方税法施行規則
所	規	…所得税法施行規則
法	規	…法人税法施行規則
通	規	…国税通則法施行規則
措	規	…租税特別措置法施行規則
改 地 法 等 附		…地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）附則
改 所 法 等 附		…所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）附則
改 地 令 附		…地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）附則
改 所 令 附		…所得税法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第136号）附則
改 法 令 附		…法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第137号）附則
改 措 令 附		…租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 （令和4年政令第148号）附則
改 地 規 附		…地方税法施行規則等の一部を改正する省令 （令和4年総務省令第27号）附則
改 措 規 附		…租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令 （令和4年財務省令第23号）附則
平 28 改 所 法 等		…所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
平 28 改 所 法 等 附		…所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則

監 修：税理士 杉田宗久
 執 筆：税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵
 企画・制作：清文社